

## JaSECT 教育セミナーの中止等に関するガイドライン

本法人は、急増する自然災害や感染症の流行に備えて、教育セミナーの参加者および関係者の安全を最優先に配慮し、中止等の判断基準として、以下のガイドラインを作成しました。

今後、このガイドラインをもとに、天災（地震、津波、火災、その他 またそれらに伴う交通機関の遅延や停止、付随する災害など）やその他やむをえない事情により教育セミナーを中止、延期等の対応を行います。

### 1. 教育セミナー中止等の判断結果の告知について

- 教育セミナー中止等の判断結果は、学会ホームページもしくは会員メールから「開催前日の午後3時まで」を目安に行います。

### 2. 教育セミナー中止基準について

- 本法人は教育セミナー開催運営にあたり、「参加者・開催関係者への安全」を最優先に配慮し、教育セミナー当日または開催前後において、自然災害や感染症の流行による環境の悪化、交通機関の混乱、会場・設備の火災、爆発（テロなどを含む）等に伴い安全確保が見込めないと判断した場合に教育セミナーの中止を発表します。
- またその判断は以下の基準を目安とし、開催地（市町村）の情報を参考に開催委員長が最終判断を行います。

#### 開催の中止基準（中止の目安）

- ① 開催地に警戒レベル3相当以上（※1）が発令されたとき。または予想される時。
- ② 開催地に直接影響する地震（震度5強）が前日、あるいは当日に発生し被害が発生したとき。
- ③ 開催地に被害が発生し、会場が避難先になっているとき。
- ④ 被害が他の地域で発生し、開催地または近隣地域に直接的な影響がない場合でも、交通機関の乱れにより教育セミナーに参加することが困難な場合、または参加することにより二次災害のおそれがあると予想される時。
- ⑤ 教育セミナー運営委員および運営スタッフの確保が困難で、教育セミナーの運営に重大な支障を来すと判断されたとき。
- ⑥ 感染症流行時、厚生労働大臣よりフェーズ5（※2）の宣言が行われたとき。
- ⑦ 会場・設備の火災、爆発（テロなどを含む）
- ⑧ 開催地で同時期に開催される別の学会や催し物が中止になったとき。

※1)警戒レベル3警報については【参考資料・資料1】を参照。

※2)フェーズ 5 は「より大きな集団感染の発生と、世界的大流行に繋がる危険性がある」ことを意味する。

### 3. 教育セミナーの代替について

- 教育セミナーの代替開催については、学会ホームページおよび会員メールから告知致します。
- 春、秋のセミナーの振替について  
セミナーの開催が中止となった場合は、延期または e-ラーニングなどの受講に振り替えます。

### 4. 受講料について

- 受講者の都合によりセミナー参加を取りやめた場合は、いかなる理由においても受講料の返金は致しません。
- 主催者の都合でセミナーの開催を中止とした場合は、受講料を全額返金致します。但し、交通費旅費等の負担には対応致しません。

### 5. 認定試験受験の方、更新期限を迎えた方について

- 後日、学会ホームページおよび会員メールから告知致します。

### 6. その他

- 会場と自宅までの往復経路における事故等に関しては、本法人は一切の責任を負いません。

参考資料：

資料1. 防災気象情報をもとに取るべき行動と相当する警戒レベルについて

大雨特別警報 氾濫発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5 相当
土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4 相当
大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 高潮注意報	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3 相当

資料2. 災害情報の情報収集

- 気象庁観測データの基準値超過や注意報・警報の発令情報や防災関連情報等は、以下のリストからの入手することができます。

1. 情報収集

I. 気象情報

- 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- 日本気象協会 <http://www.jwa.or.jp/>

II. 河川情報

- 国土交通省  
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

### III. 道路状況

➤ 国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

### IV. 地震情報

➤ 国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>

V. 日本気象協会      <http://www.jwa.or.jp/>

VI. 総務省消防庁      <https://www.fdma.go.jp/>

VII. 警視庁      <https://www.npa.go.jp/about/overview/index.html>

本ガイドラインは2020年3月19日より適用する。